

奈良県告示第三百九十三号

平成二十三年十一月奈良県告示第三百八十一号（歳入の徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一中「奈良県観光自動車駐車場条例」を「奈良県自動車駐車場条例」に改める。